

業務報酬基準・工事監理ガイドライン講習会の開催について

設計・工事監理等における標準的な業務内容及び業務量を定めるなど建築士の業務報酬の考え方を示した業務報酬基準（国土交通省告示第15号）が、6月4日に一部改正されました。また、業務報酬基準において工事監理の標準業務内容に示される確認対象工事に応じた合理的方法を例示した工事監理ガイドラインが通知されました。

当協会では、業務報酬基準、工事監理ガイドラインの内容を理解し、適切な設計及び工事監理が実施され、それらの業務に見合った報酬が提示できるように、主に設計・工事監理業務に関わる方々を対象とした講習会を下記のとおり開催いたします。

1. 主催 一般社団法人 新・建築士制度普及協会
2. 協力 (社)山梨県建築士会 (社)山梨県建築士事務所協会
3. 日時 平成21年12月17日(木) 13:00～16:30
4. 会場 山梨県自治会館 講堂 (甲府市蓬沢一丁目15-35)
5. 定員 100名(定員になり次第締切ります)
6. 参加費 無料
7. プログラム

時間	内容	講師
12:30	受付	(社)山梨県建築士事務所協会 研修副委員長 志村 浩男氏
13:30～14:45	業務報酬基準の説明	
14:45～15:00	休憩(15分)	(社)山梨県建築士会 理事 建築相談委員 秩父 善治氏
15:00～16:15	工事監理ガイドラインの説明	

8. 申込方法 申込用紙を一般社団法人 新・建築士制度普及協会のホームページ(<http://www.icas.or.jp>)よりダウンロードのうえ、FAXにてお申し込み下さい。
9. 問合せ先 一般社団法人 新・建築士制度普及協会
TEL 03-3513-7889 FAX 03-5206-6136

(社)山梨県建築士会
TEL 055-233-5414 FAX 055-233-5415